

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

- (1) 資産の評価基準および評価方法
- ①関係会社株式 移動平均法による原価法によっております。
 - ②その他有価証券
・時価のあるもの 事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・時価のないもの 移動平均法による原価法
 - ③たな卸資産 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ①有形固定資産（リース資産を除く）
定率法によっております。
ただし、賃貸建物および構築物並びに平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法によっております。
 - ②無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - ③リース資産
・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし残存価格を零とする定額法を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準
- ①貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ②賞与引当金 従業員の賞与支給に備えて、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
 - ③退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び退職給付信託資産の見込み額に基づき計上しております。
 - ④役員退職慰労引当金 当社は、平成25年6月27日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を打ち切り支給することが決議されました。その支給の時期は各取締役及び各監査役の退任時とし、その具体的な金額・方法等は取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任されております。このため、当該支給見込額につきましては引き続き役員退職慰労引当金として計上しております。
- (4) その他計算書類作成のための基本となる事項
消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産
- | | |
|-------|-------------|
| 建物 | 1,589,852千円 |
| 構築物 | 11,846千円 |
| 土地 | 68,280千円 |
| 賃貸不動産 | 727,006千円 |
| 計 | 2,396,985千円 |
- 上記の担保物件に対応する債務は、長期借入金1,418,100千円、1年内返済予定の長期借入金701,000千円、短期借入金337,600千円であります。
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 9,673,342千円
 - (3) 受取手形割引高 299,031千円
 - (4) 電子記録債権割引高 41,186千円
 - (5) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
 - ①短期金銭債権 93,628千円
 - ②短期金銭債務 14,323千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

521,733千円

仕入高

34,863千円

販売費及び一般管理費

35,468千円

営業取引以外の取引高

349千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度の 前期末株式数	当事業年度の 増加株式数	当事業年度の 減少株式数	当事業年度末の 株式数
普通株式	11,600,000株	一株	一株	11,600,000株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度の 前期末株式数	当事業年度の 増加株式数	当事業年度の 減少株式数	当事業年度末の 株式数
普通株式	147,336株	43,000株	48,000株	142,336株

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得による増加分であり、減少はストック・オプションの行使に伴う減少であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の 種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	57,263	5.0	平成27年3月31日	平成27年6月29日

(注) 1株当たり配当額には記念配当の2円が含まれております。

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の 種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	34,372	3.0	平成28年3月31日	平成28年6月30日

(4) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

①新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式

②新株予約権の目的となる株式の数 83,000株

③新株予約権の事業年度末残高 7,195千円

5. 税効果会計に関する注記

当事業年度(平成28年3月31日現在)	
(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	(千円)
繰延税金資産(流動)	
・貸倒引当金繰入限度超過額	219
・賞与引当金損金繰入限度額超過額	11,639
・未払事業所税否認	5,596
・未払事業税否認	906
・未払費用否認	6,434
・棚卸資産評価損	1,257
繰延税金資産(流動)小計	26,054
・評価性引当額	△26,054
繰延税金資産(流動)の純額	—
繰延税金資産(固定)	
・退職給付引当金損金繰入限度超過額	8,366
・役員退職慰労引当金	4,164
・退職給付信託	49,403
・株式報酬費用	2,158
・繰越欠損金	193,894
・資産除去債務	3,448
繰延税金資産(固定)小計	261,436
・評価性引当額	△261,436
繰延税金資産(固定)合計	—
繰延税金負債(固定)	
・土地圧縮積立金	9,948
・固定資産圧縮積立金	151,623
・その他有価証券評価差額金	781,888
・その他	84
繰延税金負債(固定)小計	943,544
繰延税金負債(固定)の純額	943,544
(2)法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率	33.0%
(調整)	
・交際費等永久に損金に算入されない項目	3.0%
・受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.0%
・住民税均等割	1.0%
・評価性引当額の増減	△51.7%
・その他	3.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△14.5%
(3)法人税等の税率の変更による繰延税金負債の金額の修正	
「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われる事となりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の33.0%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、31.0%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.0%となります。	
この税率変更により、繰延税金負債の金額は62,490千円、法人税等調整額が10,364千円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が52,125千円増加しております。	

6. 金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、設備投資に係る資金調達並びに営業過程に係る運転資金であり、償還日は最長で決算日後5年であります。このうち一部は金利の変動リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規定に従い、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（(注)2. 参照）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	831,205	831,205	—
(2) 受取手形	169,326	169,326	—
(3) 電子記録債権	272,952	272,952	—
(4) 売掛金	990,238	990,238	—
(5) 投資有価証券	3,129,186	3,129,186	—
資産計	5,392,909	5,392,909	—
(1) 支払手形	329,605	329,605	—
(2) 買掛金	1,154,836	1,154,836	—
(3) 短期借入金	355,000	355,000	—
(4) 長期借入金	3,036,258	3,034,224	△2,033
負債計	4,875,699	4,873,666	△2,033

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金 (2) 受取手形 (3) 電子記録債権 (4) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

時価について、株式等は証券取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形 (2) 買掛金 (3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

元利金の合計額と同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	33,425
関係会社株式	1,059,995
出資金	850

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産 (5) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内(千円)
現金及び預金	831,205
受取手形	169,326
電子記録債権	272,952
売掛金	990,238
合計	2,263,722

(注) 4. 長期借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内(千円)	1年超5年以内(千円)
短期借入金	355,000	—
長期借入金	1,082,556	1,953,702
合計	1,437,556	1,953,702

(注) 5. 「負債 (4) 長期借入金」には、「1年内返済予定の長期借入金」を含めております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、埼玉県さいたま市において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む）を有しております。

当事業年度における賃貸等不動産に関する損益は、73,680千円であります。

(2) 賃貸等不動産時価に関する事項

貸借対照表計上額			当事業年度末の時価（千円）
当事業年度期首残高（千円）	当事業年度増減額（千円）	当事業年度末残高（千円）	
747,873	△18,771	729,101	1,654,400

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注) 2. 当事業年度増減額のうち、主な増加額は資産の取得(17,961千円)、減少額は減価償却(36,732千円)であります。

(注) 3. 当事業年度末の時価は、「不動産鑑定評価基準」に基づいて外部鑑定会社で算定した金額であります。

8. 持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資等の金額	1,059,995千円
持分法を適用した場合の投資の金額	479,887千円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	175千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金（千円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
					役員の兼任等	事業上の関係				
法人主要株主	伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	30,000,000	鉄鋼商社	直接13.69%	有	原材料仕入等	ブリキ板等の仕入	2,892,939	買掛金	1,021,337
							消耗品等の仕入	358	未払金	239

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

2. 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(2) 関係会社等

種類	会社等の 名称	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
関連会社	新生製缶 株式会社	200,000	18ℓ缶 製造販売	直接38.15%	有	営業取引	製品等の 販売	521,733	受取手形 売掛金	93,597
						営業取引	製品 の仕入等	34,863	支払手形 買掛金	13,781
						営業取引	販売協力 金・人員 派遣等	35,468	未払金	542
						営業取引 以外	システム 使用料	349	未収入金	31

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
2. 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 336円76銭
(2) 1株当たり当期純利益 8円39銭

11. 重要な後発事象に関する注記

(子会社の取得について)

当社は、平成28年4月28日開催の取締役会において、以下のとおり新生製缶株式会社の株式を取得し、同社を子会社化することを決議いたしました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業概要

取得企業の名称：新生製缶株式会社

事業の内容：金属缶の製造・販売

② 企業結合を行った主な理由

当社は、平成14年4月川鉄コンテナ株式会社（現JFEコンテナ株式会社）と業界の枠組みを超えた包括業務提携を締結し、その包括業務提携を一步進める形で、平成24年4月各社グループの関西地区における18リットル缶事業会社であるJFE製缶株式会社と太陽製罐株式会社の経営統合を行いました。また、平成25年3月には両社の合併により、新生製缶株式会社が誕生し、生産設備を集約（4工場を2工場）することによって、合理化を進めてまいりました。

しかしながら、18リットル缶業界は、顧客の生産拠点の海外移転や代替容器（樹脂、紙ほか）への変更等により継続的に需要が減少している中、関西地区には、新たな新工場が立ち上がるなど現在も同業者が熾烈な競争を続けており、引続き厳しい経営環境が続いています。

このような経営環境認識のもと、当社が新生製缶株式会社を子会社化し、主体性をもって経営に関与することで業界に対するプレゼンスを高め、当社が長年培ってきた製缶技術を生

かしながら、多様化した顧客ニーズへの柔軟な対応をおこなっていくことが、長期的な競争力の強化につながると判断いたしました。

③ 企業結合日

平成28年7月1日（予定）

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

⑤ 結合後企業の名称

変更ありません。

⑥ 取得した議決権比率

子会社化直前に所有していた議決権比率	38.15%
企業結合日に追加取得する議決権比率	12.85%
取得後の議決権比率	51.00%

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

J F E コンテナ株式会社

伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社

(3) 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定していません。

(新株予約権の発行)

当社は、平成28年4月28日開催の取締役会において、以下のとおり第三者割当により発行される第1回第三者割当新株予約権の募集を行うこと並びに割当予定先とのコミットメント条項付第三者割当契約を締結することについて決議し、平成28年5月16日に割当が完了いたしました。

1. 新株予約権の名称

日本製罐株式会社第1回第三者割当新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権の払込金額の総額

金1,438,400円

3. 申込期日

平成28年5月16日

4. 割当日及び払込期日

平成28年5月16日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式2,320,000株とする（本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は1,000株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第10項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10

項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数 2,320個

8. 本新株予約権1個あたりの払込金額 金620円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、93円とする。但し、行使価額は第10項に定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①から④にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所（以下「東証」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

平成28年5月16日から平成30年5月15日（但し、平成30年5月15日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、第14項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の行使によって保有することとなる株式数が、本新株予約権の発行決議日時点における当社発行済株式総数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分にかかる新株予約権の行使はできない。

(2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(3) 各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個あたりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件
第11項ないし第14項、第16項及び第17項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

15. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第20項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金されたときに発生する。

19. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

20. 行使請求受付場所

日本製罐株式会社 管理部総務課

21. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 大宮支店

22. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容及び割当先との間の割当契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個あたりの払込金額を620円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第9項記載のとおりとし、行使価額は、当該発行にかかる取締役会決議日の前営業日（平成28年4月27日）の東証における当社普通株式の終値103円に0.9を乗じて得た金額を基に決定した。

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以上